## 業務等委託契約書(案)

委託業務名	吹田市第4次総合計画中間見直し等支援業務									
2場 所	吹田市泉町I丁目3番40号									
	吹田市役所									
	令和	4	年		月		日	か	ら	
3 履行期間										
	令和	6	年	3	月	3 I	日	ŧ	で	
4業務委託料	金			円						
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)										
年度別内訳										
令和4年度	円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)									
令和5年度 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									額	円)
5 契約の保証										
■ 第3条第Ⅰ項第 号										
(契約保証金等の額は、業務委託料のIOO分の に相当する額以上とする。)										
□ 免 除(第3条は適用除外)										
6 適用除外条項	なし									

上記の吹田市第4次総合計画中間見直し等支援業務について、吹田市を委託者とし、●●●● を受託者とし、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第 | 条 受託者は、別冊の仕様書及び提案書(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書等に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者が協議して定める。 (法令上の責任)
- 第2条 受託者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と 認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律 第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値(有価証券の場合にあっては時価の I O 分の 8 の額)、保証金額又は保険金額は、業務委託料の I O O 分の 5 以上としなければならない。ただし、 委託者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 受託者が第 | 項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 | 9条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 この契約によって生ずる受託者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 (一括委任等の禁止及び誓約書の提出)
- 第5条 受託者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、 委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を 委託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市条例第50号)第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、委託者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受託者は、吹田市指名停止措置要領(平成 | 6年4月 | 日制定)に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成 2 4年 | 1 月 | 3日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第 | 6条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受託者が入札参加除外措置を受けている者又は第 I 6条の3 各号に該当する者を受任者又は 下請負人としていた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受託者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務責任者)

- 第7条 受託者は、委託業務に係る業務体制及び業務責任者を定め、書面により委託者に通知しなければならない。
- 2 受託者又は業務責任者は、委託者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 委託者は、受託者の業務責任者について、委託業務の実施又は管理について著しく不適当と認 めるときは、受託者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第8条 委託者は、必要と認めるときは受託者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 委託者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止するこ

とができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第 I O条 受託者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了 することができないことが明らかになったときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付して書面 により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は委託者と受託者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受託者が負担 するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限り でない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

- 第12条 受託者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後委託者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、委託者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市 規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

- 第 | 3条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から I O 日以内に成果品について 検査を行わなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞な く当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完 了とみなして、前各項の規定を準用する。
- 4 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を委託者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第 | 4条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払 を請求するものとする。

- 2 委託者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。 (権利の帰属)
- 第 | 5条 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切委託者に帰属するものとする。 (委託者の解除権)
- 第 I 6条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
  - (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) この契約に違反したとき。
- 第 I 6条の2 委託者は、この契約に関し、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ち にこの契約を解除することができる。
  - (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
  - (3) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第 | 項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
  - (4) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 第 I 6条の3 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (I) 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
  - (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴

力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、 その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契 約を締結したと認められるとき。
- 第 | 6条の4 委託者は、委託業務が完了するまでの間は、第 | 6条、第 | 6条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受託者が既に委託業務を完了した部分があるときは、委託者は、その部分に相応する業務委託料を受託者に支払うものとする。 (受託者の解除権)
- 第17条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者と協議のうえ契約を解除することができる。
  - (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 委託者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

- 第 | 8条 受託者が、この契約に関して、第 | 6条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、受託者は、賠償金として、業務委託料の | 0 の分の | 0に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 | 6条の2第4号のうち、受託者の刑法第 | 98条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 | 項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。 (契約が解除された場合等の違約金)
- 第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の100分の5

- に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 委託者が第 | 6条、第 | 6条の2又は第 | 6条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務 について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (I) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 I 6 年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 | 4年法律第 | 54号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 | | 年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、委託者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第 | 項及び前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が第 | 項に規定する違約金の額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受託者がこの契約に基づく違約金等を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委 託者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

- 第21条 受託者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受託者は成果品(委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、 複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受託者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、 地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則 に定めない事項については、委託者と受託者が協議して定める。 本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 吹田市

代表者 吹田市長 後 藤 圭 二 印

受託者 所在地

商号又は名称

代表者

## 個人情報取扱特記事項

## (基本事項)

I 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(事務従事者への周知)

3 受託者は、この契約による事務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしてはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(適正管理)

4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その 他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときには、事務の目的を達成 するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 6 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を 契約の目的以外の目的のために利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。 (提供資料の返還義務)
- 7 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに委託者に返還するとともに、電磁的データについては破棄しなければならない。

(調査)

8 委託者は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、 随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。